

平成25年10月1日付け新潟県訓令第17号（新潟県物品会計規則第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令の一部改正）

4 ページの

「 第1号様式の12 (略) | 第1号様式の10 (略) 」

は、

<u>第1号様式の12</u> (略)	<u>第1号様式の10</u> (略)
<u>第1号様式の13</u> (略)	<u>第1号様式の11</u> (略)
<u>第1号様式の14</u> (略)	<u>第1号様式の12</u> (略)

の誤り。